

令和5年2月16日開会

第749回むつ市教育委員会

議案等関係書類

< 目 次 >

- 議案第1号 令和5年度むつ市教育予算案
- 議案第2号 教育財産の廃止について（総務課）
- 議案第3号 教育財産の廃止について（総務課）
- 議案第4号 むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
(生涯学習課)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（道路復旧）許可申請について（生涯学習課）

< その他 >

議案第 1 号

令和 5 年度むつ市教育予算案

令和 5 年度むつ市一般会計予算案について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 1 6 日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

令和5年度むつ市教育予算案

1 概要

令和5年度の教育費予算は、3,492,019千円で、一般会計歳出予算40,502,000千円のうち、8.62%となっています。(民生部市民スポーツ課所管予算を除く)

令和5年度教育予算における主な事業は次のとおりです。

2 主たる事業費

◇総務課関係

① まさかり高校医学部進学・特進コース運営事業	5,421千円
② 下北Project(学びのイノベーション)	9,017千円
③ 小学校・中学校整備事業費	39,588千円
④ (仮称)むつ市防災食育センター建設事業費	638,487千円

◇学校教育課関係

① 小中一貫教育推進事業費	20,891千円
② スクールサポーター配置事業費	49,553千円
③ 外国語指導助手派遣事業費	19,228千円
④ 児童生徒の高い志をはぐくむ支援事業費	5,429千円
⑤ スクールサポートスタッフ配置事業	7,965千円

◇生涯学習課関係

① 地域学校協働活動推進事業費	8,017千円
② 埋蔵文化財発掘調査事業	6,544千円
③ 重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業	57,243千円
④ 下北自然の家指定管理料	90,688千円

◇公民館関係

① 大畑地区公民館改修事業費	6,851千円
② むつ市大畑町赤川地区復旧・復興事業費	30,576千円

◇図書館関係

① 図書館空調設備改修事業費 112,760千円

◇地域文化・スポーツクラブ設立準備室関係

①地域文化・スポーツクラブ推進事業 159,892千円

議案第 2 号

教育財産の廃止について

教育財産の廃止について、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

旧脇野沢教員住宅の利活用を検討するため、当該教育財産を用途廃止し、普通財産として市に所管替えするため。

1 教育財産の名称

旧脇野沢教員住宅及び土地（教育財産）

場所：むつ市脇野沢渡向101番9

建物： 建築年月日 昭和56年12月

延床面積 脇野沢住宅16 1棟1戸 66.00㎡

脇野沢住宅17 1棟2戸 131.00㎡

脇野沢住宅18 1棟2戸 131.00㎡

土地： 面積 589.06㎡

2 対応

普通財産への引継ぎ

3 経緯

平成25年 3月 使用停止

令和 5年 2月 物件の利活用を考え、当該建物及び土地（教育財産）を
普通財産として市に所管替え予定

議案第3号

教育財産の廃止について

教育財産の廃止について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

大畑庁舎移転に係る継続工事の施工中につき教育財産のままとしていた大畑庁舎敷地分の土地について、完工時期の目処が立ったことから普通財産として市に所管替えするため。

1 教育財産の名称

むつ市の所有地（学校用地）

場所：むつ市大畑町伊勢堂1番地1

13, 167 m²のうち、大畑庁舎敷地分1, 537.93 m²

2 対応

普通財産への引継ぎ

3 経緯

令和2年3月 新大畑庁舎となる大畑小学校北棟を教育委員会から大畑庁舎に所管換え（建物のみ）

令和2年3月 新大畑庁舎供用開始

令和5年3月 大畑庁舎移転事業の全工事が完了予定

令和5年3月 事業完了に伴い、令和4年度末をもって当該土地（教育財産）を普通財産として市に所管換え予定

議案第4号

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

本案は、むつ市下北自然の家の利用者から徴収する食事代、クリーニング代及び教材費の材料及び電気料等が高騰していることから、利用者に適正な負担をしていただくために、食事代、クリーニング代及び教材費の額を一部改定するためのものである。

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日公布
むつ市教育委員会規則第 号

むつ市下北自然の家条例施行規則（平成20年むつ市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

250円	250円	300円	を	270円	270円	330円	に改める。
410円	410円	510円		440円	440円	550円	

別表2を次のように改める。

2 クリーニング代

区分	料金
館内泊用シーツ・枕カバー	250円
テント泊用シーツ	250円
毛布	880円
敷布団	3,800円
掛布団	3,800円
マットレス	2,500円
寝袋	2,500円
洗濯機（1回あたり）	200円
乾燥機（1回あたり）	200円

別表3の表中

経過措置

炊事用薪	1束	150円	を	炊事用薪	1束	200円	に、
キーラック	1個	280円		キーラック	1個	330円	
ストラップ	1個	250円	を	ストラップ	1個	280円	に、

「

ボルト	1個	200円
-----	----	------

」を「

ボルト	1個	220円
-----	----	------

」に、

「

マイ竹箸	材料	一式	150円
------	----	----	------

」を

「

マイ竹箸	材料	一式	150円
野外ハイキング	スノーシュー	一式	100円
手作りいかだ	一艘	一式	200円

」に改める。

附 則

(施行期間)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係るものについて適用し、同日前の使用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

報告第1号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（道路復旧）
許可申請について

令和5年1月19日付け、むつ市第251号で、サル生息北限地の現状変更（道路復旧）について、むつ市長より文化庁長官宛ての許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

1 申請内容

- ・市道九艘泊源藤城線における道路復旧工事

2 工事地点

- ・脇野沢源藤城の国有林内

3 申請理由

- ・令和4年8月の豪雨災害で道路が崩落したため。

4 工事内容

- ・道路そのものの復旧工事（A）と、その復旧工事を行うための仮設工事（B）を行う。施工面積は総計約643㎡。

（A）復旧工事…崩落地点に盛土施工して道路を造成

（B）仮設工事…復旧工事現場へのアクセス、資材搬入、作業スペース確保のため、掘削や盛土等整地を行う。その工事に伴い計32本の伐木、伐根を行う。

5 期間

- ・令和5年4月1日から令和5年12月28日

6 教育委員会としての所見

現況

- ・申請地点は3つのニホンザルの群の行動域に該当する。
- ・申請地点はいずれの群についても中心的な生活域ではない。

所見

- ・工事そのものによる天然記念物への影響は小さいと考えられる。
- ・但し、当該地点は人馴れが進行している群の行動域に該当するため、工事の作業員とサルとの接触に十分注意する必要がある。
- ・工事の許可に当たり、工事に従事する作業員に対し、サルへ餌付けをしないこと、餌となるものを放置しないことを注意喚起すべきである。

7 備考

- ・教育委員会としての所見を付すにあたり、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会の磯山隆幸委員より御教示いただいた。

